平成２３年第３回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第２日目)

平成２３年　９月１４日（水曜日）　　午前９時３０分開議

第１９　一般質問

第６　　議案第４６号　平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第４号）について

第７　　議案第４７号　平成２３年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

第８　　議案第４８号　訓子府町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第９　　議案第４９号　町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第１０　議案第５０号　訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について

第１１　議案第５３号　財産の無償譲渡について

追加日程

　　議案第５４号　平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第５号）について

第１２　認定第　１号　平成２２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について

第１３　認定第　２号　平成２２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第１４　認定第　３号　平成２２年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第１５　認定第　４号　平成２２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第１６　認定第　５号　平成２２年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第１７　認定第　６号　平成２２年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１８　認定第　７号　平成２２年度訓子府町水道事業会計決算の認定について

第２０　請願第　２号　原発依存から、自然エネルギーの本格的導入を求める請願書

追加日程

　　意見書案第４号　原発依存から、自然エネルギーの本格的導入を求める要望意見書

　　意見書案第５号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書

　　意見書案第６号　平成２４年度農業予算編成ならびに税制改正に関する要望意見書

　　意見書案第７号　住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書

――　議員の派遣について

○出席議員（１０名）

１番	橋本憲治君	２番	佐藤静基君
３番	工藤弘喜君	４番	河端芳惠君
５番	余湖龍三君	６番	安藤義昭君
７番	小林一甫君	８番	西山由美子君
９番	山本朝英君	１０番	上原豊茂君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春	君
副町長	佐藤明美	君
総務課長	林　秀貴	君
企画財政課長	森谷清和	君
町民課長	佐藤純一	君
福祉保健課長	八鍬光邦	君
福祉保健課長補佐	渡辺克人	君
農林商工課長	佐藤正好	君
農林商工課業務監	村口鉄哉	君
建設課長	伊田　彰	君
上下水道課長	竹村治実	君
会計管理者	平塚晴康	君
教育長	山田日出夫	君
管理課長	山内啓伸	君
社会教育課長	上野敏夫	君
社会教育課業務監	元谷隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野　宏	君
図書館長	三好寿一郎	君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨	君
教育委員長	飯田洋司	君
監査委員	山田　稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷　勇	君
議会事務局主任	小林　央	君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君）　皆さん、おはようございます。

今日も議場の室温が上がっておりますので、クールビズの励行ということで、上着を脱いでいただいても結構だと思います。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

谷本農業委員会会長並びに仁木選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

なお、この２名につきましては、本日から今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君）　日程に先立ち、議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告を願います。

○議会運営委員長（安藤義昭君）　それでは、議長のお許しを得たので、ただいまから、本定例会における追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

昨日の９月１３日、議会第１日目の閉会後、議会運営委員会を開催し、平成２３年度第３回定例会における追加議案について、協議をいたしました。協議の内容につきましては、皆様のお手元に配布してあるとおりでございます。議案第５４号　平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第５号）についての取り扱いについては、協議いたしました結果、本会議に追加議案として、提出することに決定いたしました。

なお、追加議案の提案理由の説明、質疑、討論、採決については、議案第５０号及び議案第５３号の一括議題の質疑、討論、採決終了後、行うことといたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

本委員会からの報告を終わらせていただきます。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり今定例会に追加議案として、議案第５４号　平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第５号）についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、この際、議案第５４号を議題とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君）　日程第１９、昨日に続きまして一般質問を継続いたします。

５番、余湖龍三君の発言を許します。

５番、余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　５番、余湖龍三です。よろしくお願いします。

まず、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

「くる・ネップ」北側の今後の活用について、述べさせていただきます。

今後の訓子府町の「顔」となるべき「くる・ネップ」周辺の整備についてお尋ねいたします。

前回、６月の定例会の一般質問の中でお答えいただきました「幸町線・南北横断道路」の計画につきましては、その後「第１回まちづくり推進会議」において、具体的な図面が、まちづくり推進会議の委員に訓子府町の構想としているものが提示されました。

この計画につきましては、平成１９年の銀河線跡地利用会議の要望、その後の町内会連協の市街地の均衡ある発展の観点からの要望などがあり、それらに基づき周辺整備の検討がなされ、今回の提示に至ったものと理解しております。

そこで、この計画につきましては、当初の要望があって以来、何度か議会の一般質問や委員会の中で取り上げられた経緯があります。２１年の産業建設常任委員会では「実施計画案の周辺地域への提示はしたのか」に対し「周辺地域及び連協へ示し、意見を聞き進めたい」との回答。２２年の産業建設常任委員会では、銀河線跡地の利用方法で、幸町線の整備計画が町民から提案されたこともあり、町民から意見を聞き、各課と連帯し、対応していきたいと答えております。２２年の議会の一般質問でも「東幸町・西幸町等の町内会と改めて必要性と整備の考え方について、住民の意見を問わなければいけない」と回答しています。これら、それぞれの過程での住民説明や意見集約の実施、実績について伺いたいと思います。

続きまして「まちづくり推進会議」で提示されました計画案についてお尋ねいたします。

１つ目、イベント広場としての活用スペースとして、旧駅舎裏の１番ホームを利用して、その前の線路跡地部分をかさ上げし、屋根を付け、舞台並びに集客場とする計画と思いますが、広さ等、実際の活用について、どのように考えているのか。

２つ目「南北横断の幸町線」は、線路によって分断されていた駅北側の地域と町中心部との分断の解消を目的にして地域住民の要望の基に計画され、今回「まちづくり推進会議」に正式に提示されました。西幸町・東幸町の住民の方々が、特に、交通弱者と言われるお年寄りや子どもたちが安心安全に利用できる道路の必要性は、私も十二分感じるところです。ただ、今回計画されている道路は、その形状や南北の町道との交差点の現状を見ると非常に危険な感じがします。車社会の現在に車を使えない交通弱者に優しい安心して歩ける道路の設置が必要なことと考えます。

また、今後の有効な利用を考える多目的な芝生広場の分断は再考に値するものと考えます。それらについて、考えを伺いたいと思います。

３つ目、２２年の１２月議会の一般質問で町長は、駅裏の東側の利用については、個人的な考えの中に高齢者施設あるいは障がい者の方々の施設を併設しながら、銀河農園と有効活用できるような青写真を作る必要があると答えておりますが、それらについて、現在はどのように考えているのか伺いたい。

よろしくお願いします。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま、余湖議員から「くる・ネップ」北側の今後の活用について、３点にわたりお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。
１点目に「幸町線」計画に関して、住民説明や意見集約の実施実績についての質問がございました。
まず、質問の中で、２１年の産業建設常任委員会、２２年の同常任委員会につきましては、平成２１年８月２４日と平成２２年７月２０日の産業建設常任委員会所管事務調査、平成２２年の議会の一般質問については、平成２２年１２月の第４回定例町議会における河端議員からの一般質問のことを指していることを確認させていただき、回答させていただきます。
銀河線跡地利用に関しましては、鉄道廃止決定後、町民の皆様から募集した提案内容、平成１９年度に開催しました地域や各機関・団体代表などで構成する「ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会」における協議などを踏まえ、進めてまいりましたが、特に、旧訓子府駅構内の中心的な施設として、南北を貫く道路整備が必要と意見が集約されました。
また、平成２０年４月１６日に町内会連絡協議会から旧鉄路を縦断する南北の道路整備の早期着工並びに完成について、要望書の提出がございました。
こうしたことを踏まえ、町では、平成２０年度に実測線調査を行い、内部協議等を重ね、本年６月１３日には、東幸町・西幸町・元町・大町の各町内会長などに、幸町線延長工事について説明し、ご理解をいただいているところでございます。
さらに、６月２８日開催のまちづくり推進会議においても、駅周辺整備計画案について提示し、ご意見等を伺ったところでございます。
２点目の「まちづくり推進会議」で提示した計画案に関してのお尋ねであります。
まず、１番ホーム側の線路跡地部分をかさ上げして屋根を付け舞台並びに集客場とする計画内容であるとのことでありますが、当方からは、そこまで踏み込んだ内容は示しておりませんのでご理解願います。
次に「交通安全上、あるいは今後の有効利用を考慮すると幸町線整備は再考に値するのでは」とのお尋ねがありました。
幸町線のみならず、道路新設につきましては、多様な視点から考え方の差異があるのはもちろん、関係地域の方々とそれ以外の方々でも道路整備の是非に温度差があるものでございます。
ご質問にもございましたとおり地域の熱い要望に応えるべくルートや整備内容を検討した結果、幸町線延長に至ったところであり、当然のことながら、懸念されている交通安全対策に十分配慮し、さらに、分断される芝生広場についても南側に拡張することや、駐車場についても現況の台数分を確保するなど、施設機能を低下させないよう努めてまいろうと考えているところでございます。
現時点では、旧鉄路の南北を結ぶ幸町線を軸として、くるネップ周辺整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。
３点目に、昨年１２月議会で河端議員からの一般質問に対する私の回答内容についてお答えをさせていただきます。

くる・ネップの施設の東側の駅構内、私どもは政策ゾーンと言っておりますが、この政策ゾーンの活用方法の一つの考え方をお示ししたものであり、回答の中では、こうした活用については、必要性の問題と公共が担うものなのかどうかといったことを整理する必要があるともお答えしております。

いずれにしましても、公共あるいは民間などによる活用可能性のある空間でもあり、現時点では特別な手を加えず、現状維持とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　１番目の問いに関しまして、委員会並びに一般質問の中で、今後の地域住民との話し合いの場がすぐに持たれるのか、持たれたのかを私は今確かめさせていただいたのです。それでは、実際の話ですが、この横断道路の計画自体は、その意味でいきますと今年の春からもちろん一般的にこの図面が出された訳ですし、それから実際に各町内会との話し合いも、町内会ではないですが、関連する町内会役員との話し合い、説明会が持たれた形になっていますが、まず、２４年度以降ということでお話は聞いていますが、いつまでに計画を固めて、実際、この道路の整備については、いつスタートする考えを持っていらっしゃるのか。あわせて、６月に各関係町内会の役員をお集めになって、説明会をした時の大まかな経過と言いますか、その時には、このような計画であり、この道路は決まったというようなニュアンスの問題はあると思いますが、そのことがわかるのでしたらお伝えください。

○議長（橋本憲治君）　企画財政課長。

○企画財政課長（森谷清和君）　ただいま、２点にわたりましてご質問いただきましたが、まず、実際のところ計画案を２２年度までの間で、内部協議等も進めながら、概要的な計画案をまとめ上げ、２３年度に入りまして、関係町内会、それから、まちづくり推進会議に提示をさせていただいてきたところでございます。

事業のスタートになりますが、これにつきましては、銀河公園、それから駐車場は、補助金等も入っておりまして、その関係で、国、道と協議を進めているところでございまして、現時点で申し上げられますのは、２４年度以降で、早くても２４年度の状況でございます。

それから、関係する町内会との説明の関係でございますが、その中で幸町線の安全の確保などのことが、関係町内会の役員からご意見が出ておりました。

例えば、北２条線の両側に停止線をつけてほしいなどの安全面でのご意見をいただいております。

それから、駐車場の西側に雪捨て場を予定しておりますが、そちら側からＪＡ資材倉庫前を通して西１丁目線に抜けるようにできないかとのご意見をいただきました。

ただ、そこにつきましては、ＪＡ倉庫がございまして、荷物の出し入れもございますので、非常に危険であることとその雪捨て場の向こう側の土地につきましては、ＪＡへ既に売却しておりまして、その関係もございまして、それについては、少し困難というようなお話をさせていただいております。

それから、駅周辺整備関係につきましては、駐車場をもう少し設けていただきたいなどのご意見もいただいております。

簡単ですが、４町内会の経過説明について、ご説明させていただきました。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○５番（余湖龍三君）　説明会の内容は何となくわかりました。ただ、肝心なところは、まちづくり推進会議の中でも意見は出ていましたが、説明会におきましても何となくイメージして、私が感じるところでは、推進会議の中で、ある方も言われていましたが、道路ありきであり、あそこにあのような形の道路をつくることが、決まった状態の中で意見を求めている。そのようなイメージが非常に強い。ましてや今聞いたところによりますとその説明会におきましても、西１丁目の話が少し出たことは、私にとって大変うれしい話なのですが、その道路の必要性、安全面に関してのチェックや要望はあるが、その道路が良い、悪いの話は出ていなかったということで、この話が出たのが、１９年当時から出て、１９年後半なのでしょうが、その時からいろいろな話が出た中で、今、２３年までの間にやっと初めて、正式な形で出てきた。それまでの間、正式な形で出さず、住民に対する問いかけがなかったため、委員会や議会の一般質問におきましても住民説明や意見集約、町民から意見を聞きたいなど、いろいろな話が出た割には、やはりそのことの報道がなかったことが、この２年間の中で、いいのかどうかを多少感じているところであります。町が物事を進め方として、今回につきましては、この横断道路になりますが、町は、進めていく上で、地域からの要望、意見は、あくまでも参考意見としてありますが、その上で参考意見として出されたものを町長並び町の担当の方がその必要性を考え、いろいろと問題がないのか、さらに計画性、財政上の順位はどうなっているのかなどのそれらのことを判断し、最終的には、議会に提案して認めてもらい、それが実行されるという流れの中で進められていると思います。そのことを考えますと早くても２４年度着工との言葉も出ていますが、早い意味で２４年度着工になりますと少なくても今年中には、基本的な予算組みなど、具体的なことが議会にも出され、承認の過程を見なければ、２４年度は、なかなか難しいことではないかと考えています。そのようなことをもとにしますと現在、幸町線は、訓子府町における整備事業として、仕事上では、内部的なことになると思いますが、優先順位、財政上の順位、計画性の順位からいきますと優先されるものとして、扱われているのでしょうか、お伺いします。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　公共事業の優先性の問題については、今、内部検討もしておりますが、私の任期中、あるいは前後いたしまして３つ、４つの箱物の順位は、今、頭の中で、財政状況も勘案しながらやることで検討しています。
道路については、１つとして、かなり補修が必要な部分があり、西３１号線等も含め、急がなければならないこともございますから、それを順次計画的にやっていかなければならない。特に、大規模の延長路線でいいますと以前からの懸案事項でありました日出から柏丘、そして高園につながる南７線、これも非常にできるだけ早くすることの考え方をもっておりますし、平成１８年４月２０日に銀河線が無くなったことによって南北が切れていた。あるいは経済的なことも考えて非常につなぐことの意味は、重要であると町内会連協からも要望書が既に出ていることを考えるといつまでも実施しない状況ではないというような考え方に立っております。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　それでは、具体的には何番目という話はないですし、大事な道路が先であり、ただ、その要望等が１９年、２０年の段階で出ているので、整備的には急ぐ場面もあると判断させていただきます。その上で、やはり銀河線跡地協議会並びにまちづくり推進会議については、まだこれからのことと思いますが、そこから上がってきた意見は、町内会や実践会などから、銀河線の跡地については、どのような選び方をされたのかはわかりませんが、そこに出てきた選ばれた委員の意見は、大変貴重なものであり、一人ひとりの中で責任を持った発言をされていることとは思いますが、ただそれは単なる提言、意見を聞く一端であると感じております。その上でやはり一番大事なのは、全町的なことは全町民に、地域的なことはその地域の住民が、本当にそれを望んでいるのかを実際にはどうかを検討する必要性は、十二分に考えられるところであり、必要と思っておりますので、やはりまだ具体的な年度が決まっている訳ではないこの問題に関しましては、やはり地域住民の方の意見を十二分に聞くことが必要ではないかと思っています。

そこで、個人として、今回の一般質問に関しまして、必要な資料と思いまして、先週の週末に西幸町、東幸町の活用するべき、一番その道路に関係する地域住民の方を私が勝手に選び、西幸町、東幸町あわせますと何百件もあるのですが、その中の１２３件の方にアンケートをお願いしてみました。これは誰かれではなくて、地域として線引きをし、その区域の方にアンケートをお願いしました。その中には役場職員の方もいらっしゃいましたが、その方が出したかどうかは私はわかりません。ただ、土、日であり、ゆっくり考えてもらっても困ると思いまして、金曜日に配り、土曜日には集めに行きます。いらっしゃらない方もいるので、いない時には、わかるところに置いてくださいとの形でお願いし、やってみましたところ、該当する西幸町は９０件、東幸町は３３件に配付させていただきました。合計１２３件に配付させていただきまして、回収されたのが約４５％の５６件からアンケートを回収させていただきました。この４５％、５６件が、全体に対して多いか少ないか、それが意見になるのかならないのかは、別の考えといたしまして、とりあえず、地域住民の生の声としての結果がありますので、多少お聞きいただきたいと思います。

まず、南北横断道路は、長年、地域の方にとっては、懸案であった思いますので、必要と思いますかの問いに関しましては、６割の３２件の方が必要であると回答をしていらっしゃいます。また、反対になくてもいい方が１７人いる訳なのです。それでその後にくるよくわからない方が７人いらっしゃいました。自分たちの町内会で、差し当たり目の前で一番気になるところだと思っていたのですが、よくわからない方が７名いらっしゃいまして、この現象は、やはりどのようなことなのかを考えなければいけないと思います。

その次に、車の通る道路として、要するに町が提示されています大きな道路で歩道がついて安全をきちんと確保するような道路が必要ですかの問いに関しましては、道路が必要と言った方が３２名に対しまして、車の通るような道路が必要と言った方が２２名の回答でした。これは２割減で、４割の方が車の通る道路は必要と回答されている。

さらに、逆ですが、人が安心して自由に横断できる道路として、要するに車の走らなくてもいいので、便利よく安全に通れる道路はどうですかとの問いに対しては、４３名であり、要するに８割方の方が、やはりそのような道路が必要とのことです。

ここでは、４割と８割で１２割になってしまうのですが、要するに車の通る道路でも安全に渡れるような道路でもいいのではないかとの方がいるので、８割になると思うのです

が、やはり安心して自由に渡れる道路が必要ですかということに関しましては、８割強の方が必要と答えております。

あとは、今、旧駅構内を通っていますかとの問いには、約６割の方がよく通って利用しています。たまに通るという方が２０名。大体ほとんどの方が、たまに通る、よく通るとして、利用されている現状です。本当に利用する方は、毎日通っていると回数の回答もございました。

また、銀河公園やトイレや芝生の遊び場はよく使いますかとの問いには、たまに利用する方が６割の方がたまに使うと数字の上では見えております。このような数字がある上に、さらに、何かお気づきの点があればお答え願いたいと書いてみたのですが、その中で、５０何通の回収の中で、１０何通の方が意見を書いてくれました。

何点か紹介させていただきたいと思いますが、南側の人間は、不要なのかもしれない。交通安全の面では危険が増えるかもしれないが、北側の人にとっては、待望の道路です。冬、子どもたちは、自分の背丈の雪山に道をつくって渡っている。今ある歩道については、まわり道的になるので、芝生上の雪をこぎながら渡る子がいるということです。そのような方がいますので、道路はつくってほしい。それとあわせて子どもが安全に遊べる現状の公園の形を壊さないでほしい。１番ホーム跡地の使用現況など町民によく周知してほしいとの意見もありました。

さらに、銀河公園の芝生をつぶして道路を新たにつくる必要はないと思います。多くの人が徒歩、自転車で利用している横断道路を望みます。子どもが安全に遊べる現状の公園の形を壊さないでほしいと思います。旧訓子府駅舎及び１番ホーム線路跡地の使用現況なども知らせてほしいということです。

現況で良い。子どもは毎日遊んでいます。今の広さだと複数の遊びが可能なので、ぜひ現状維持してほしいなど賛成意見ばかり言ってはおかしいので、反対意見もありましたので言わせていただきます。

大型車を除く、安全な歩道付きの道路でお願いしたい。北側の旧駅裏の人たちは車の通る道路がほしいのです。横断道路は生活道路として必要であるので、早期実現に向けてお願いしたい。横断道路は、鉄北地区住民の道路として実現を望んでいる。横断道路ができることにより町の活性化になるとまだまだあるのですが、読んでいたらきりがないですが、その中の１つだけ、少し違うと思いますが、いい話があったので、ひとつ聞いてください。近年、自然災害の洪水等被害が多くなっています。他地域との話ですが、訓子府でも河川の氾濫に備え、高台に避難できるように実際の避難経路として、移動訓練など、先輩の方々や子どもたちに、もしもの場合、一時避難できる高台の場所を確保して、駅前の利用を考えてはどうかと思います。その際、緊急備品の備えやトイレの整備、また障がいを持つ方々の緊急避難の伝達の仕方を今一度きちんと確認したほうがいいと思います。これは少し本筋とは違う場合もありますが、少し駅前の利用についても答えてくれていますが、やはりこのように住民の意見を聞くことは、実際に考えていることが隅々まで分かり、隅々はどこまでいくかわかりませんが、分かる良いことと思いますので、ぜひ今後の道路につきましては、検討をお願いしていきたいと思います。この問題につきまして、最後になりますが、先ほど説明会の中でも西１丁目線が良いのではないかとの話が出ていたとありました。それにつきまして、町としては、平成１９年当時にＪＡと協議した結果を

踏まえて、ＪＡ倉庫周辺の出入りが大変きついので、ＪＡとしては認められないとの話の中で、諦めた経過があると思いますが、あれから３年たっています。今現在、ＪＡ自体も組織が変わり、いろいろな設備関係で状態は変わってきていると思います。そのような中で、今いろいろなことをこれからもっと町も地域住民との話し合いを持っていただけると思いますが、その中で、この西１丁目線に関しましては、もう一度考え直してもらえる機会として、やはり先ほども言いましたようにＪＡ自体もいろいろ変わってきていると思いましたので、１９年、２０年当時とは、考え方も違うと思いますので、町と地域住民の必要性を考えた中での検討もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　余湖議員が自発的に先般の６月定例議会における私の答弁を受け、アンケートを配付し、自ら回収していただき、一定の町民の声を聞いた作業を行っていただいていることに対して、ある意味では、心から感謝と敬意を表したいと思っている一人でございます。今朝、余湖議員が私の家に来られて、アンケート結果もいただき、私なりにこの結果を読ませていただきながら、考えるところがあり、これから内部でも検討させていただきながら、考えを進めていきたいと感じているところでございます。全体として、アンケート結果が、東幸町、西幸町の３９０件がその地域にお住まいの件数でございます。回収率で言いますと全体で見ると１４．１％になることから、その数をどう見るかとの考え方やこのアンケートの手法そのものがどうかを含めていきますと公で、もしアンケートをとるとすれば、また少しとり方が変わってくるのではないかとの感じはありますが、いずれにしても一人ひとりのお声も含めて、私は非常に参考となるご意見もありますので、今後のこれら事業の推進にあたっては、十分参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

先ほど企画財政課長も言いましたように、まず、旧駅周辺整備も含め、詳細については、年内中に取りまとめをさせていただきたいと考えおりますと言ったほうが良いと思いますが、当然、交通安全の問題や芝生面積の確保等も含め、危険な状態での道路整備は、普通、あり得ませんので、公安委員会ときちんと詰めているところでございますので、今後、具体的に検討をさせていただきたいと思っています。

さらに、防災の避難場所にもなっていることと農水省の補助も受けておりますので、これらの弊害も含め、取り除くための事務的なことも含めると早くても２４年度以降が現実的な対応としての進め方だと思っておりますので、私どもがまちづくり推進会議でお示しした図案は、ご覧のとおりまだ確定的なものではございません。これは１つの考え方として、提示しているものでございますが、私は余湖議員との考え方が幾分ずれるかもしれませんが、例えば、先ほど紹介しました南７線は、町民全体にとって、例えば全戸のアンケートをとる必要性があるかないかと言ったら、市街地に住む人は必要ないのが圧倒的に多い結果が出るのではないかと思います。その点で言いますと張り付いている住民の方々、農業振興上、あるいは交通安全上、総体の数が少なくてもこれは行政上必要との判断に立てるかどうかの中で、私は、前回の畑総事業の中で調査、測量まで終わっているが、あの時点で断念した道路については、行政として、次期の畑総事業の中で、優先的に取り上げていくのが行政の姿勢であります。

それから、南北横断道路の今回のことでありますが、銀河線を考える会の５０数名の代

表、そしてさらに、町内会連協の連名をもって、町長に南北分断を解消すべきと言ってきた重みは、産業建設常任委員会でも説明しているとおり非常に極めて意味を持っていることと認識しております。その時にこの道路が必要かどうかの提案は現状できません。私が提案する時には、町としてこのような考え方で進めることを議会で提案し、あるいは住民の中でも意見を出しながら、できるだけ弊害を取り除き、町民の代表でございます議員の皆様の同意あるいは意見をいただき決断をしていただく。それが１つの予算措置の形で、２４年度あるいは２５年度に私は進めていくことと考えておりますので、現時点では、今、南北を縦断する考え方の１つとして、その周辺整備は、政策的ゾーンとして、これから意見をいただいていく、年内中にきちんとした構想を立て、時期の来たるべき議会において提案をさせていただく。当然、まちづくり推進会議でもそれらの中身については、議論に付したいと考えておりますが、これらの経過を含め、できるだけ皆様の意見をお伺いしながら、１つの行政としての案を提示し、議会の議決に粛々と臨んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　私も南北横断道路につきましては、当初の頃からみますと多少考え方も変わってきていますが、道路の必要性については、今回のアンケートをとった経過を踏まえ、地域の住民の方と話す機会がある中でも十二分に感じるところです。ただ、そのことを否定するのではなく、そのことを考え直してほしいということではなく、その方法や場所などをはっきり言って、場所のことを言っている訳ですが、全体の整備内容については、町長も意見を聞いている段階にあると思いますので、そのことについて、今後とも一番、地元周辺の意見をよく聞き、まちづくり推進会議でも結構ですし、町内会連協でも結構ですが、皆さんの意見を聞いた中で、本当にこの場所にこの道路がいいのか、他の方法がないのかを時間的な制約は、先ほどの話からいきますとないのではないかと思いますので、焦らず納得のいく中で、道路をつけてしまうと本当に一生物になってしまいます。あの公園を分断してしまうとずっと分断のままで終わってしまいます。そのような前提、仮定がございますので、時間をかけた中で、無理して１２月に提案しなくても結構と思いますので、ぜひとも、その意味での細かい検討をお願いしたいと思います。

　それと先ほど返答がなかったのですが、西１丁目線については、本当に世の中が変わっているのと同時に今の３年は昔の１０年の値があるのではないかというぐらい変化してきています。ぜひともＪＡと再度、協議を重ねた上で、あの道をあそこにつくることが元々から、一番理想の路線ではないかと私は感じていますので、あの路線に道路をつけるのには、ＪＡが一番の問題であると思いますが、そこら辺との何年か前と違った１つの話し合いになるのではないかと思いますので、そのような方向性もぜひ考えていただきたいと思います。一言お願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　既に、先ほど申しましたように道路の進捗につきましては公安委員会、それから北海道等々に私どもの考え方、それに伴う障害をどのような形で乗り越え、あるいはタイムスケジュール等々の検討に入っておりますので、それらが具体的にならない間は、提案することができないと思います。しかし、私は大体年内中に一定の考え方を提案できると踏んでおりますので、これは改めてそれ以降の予算提案等も具体的にな

りましたら、お諮りを申し上げたいと考えております。

西１丁目線につきましては、町内会長からも要請がありましたし、関連して旧健康センターをＪＡの駐車場として、買ってもらうことができないかとのご意見も議会で出ました。これらについても当時、この春に代わりましたが、訓子府の責任者であるグループマネージャーを通じてＪＡの意向を確認しました。まず、西１丁目線のあそこについては、倉庫として使っていることもございまして、危険があり、今の状況では、売ることができないとの回答をいただきましたし、それから、旧健康センターの跡地についても、ＪＡは必要ない財産を購入する状況ではないと正式にお答えをいただいた。同時にＪＡへ鉄道用地を平成１９年というよりも２０年、２１年、２２年の３年をかけ、隣接する地権者に銀河線用地を買っていただきたいと提案をしてまいりました。その中で、逆に言うと鉄道用地をＪＡにお願いをして買っていただいたこともございますので、その経過からしても西１丁目線に改めて町があそこに道路を通させてくださいということは、私は難しいと判断しておりますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　その当時の流れの中から、その結論に町長が立っていることは、よくわかりました。

しつこいみたいで申し訳ございませんが、あの周辺の鉄道用地をＪＡが所有している現在の中で、もしかすれば、西１丁目線を通すにあたっては、どこまで支障が出るのかとＪＡの土地がどの程度減ることになるのかは、ＪＡが持っている分で本当に今使っている分とあわせて多少のことではないかと思います。一番の問題は、大きなトラックにリフトで肥料など野積みしている状態がありますので、そのことに対し、現状の困難さを言ってきたと思いますが、きっと月日の中で変わってきている場面もあるのではないかとの話もちらりほらりと私は聞きましたので、もしか再考に値するかと思いましたので、それを進め、考えてもらうのが町長の判断になるのでしょうが、もっとも良い方法があるならば、今まで頑張って、公安委員会ともいろいろなことで進めてきた経過はあるでしょうが、もしか可能とすれば、その努力もできればしてほしい場面を考えております。このことをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

２つ目といたしまして、今、話題に出ておりますまちづくり推進会議についてお尋ねしたいと思います。

２３年度町政執行方針の第１「町民のひとりひとりの知恵とパワーで『まちづくり』をすすめます」の具体策として、前年までやっていました「まちづくり委員会」を踏まえて設立されました「まちづくり推進会議」について、お尋ねしたいと思います。

この会議は、住民の代表が全町的な課題を議論する。あるいは、町の予算について、町民の意見を積極的に反映する機会をつくることを目的として、設立されておりますが、まず、推進会議の委員は、各町内会・実践会から１名推薦された方々の２９名で構成されていますが、この会議での発言は、町内会や実践会の意に関するところの協議や、協議にのっとったものなのか、それとも全くそこへ推薦されて出てきた個人の意見なのか。その推進会議の中で出た話は、地元に持ち帰って協議し、次の会議までに意見集約を町内会、実践会に求めるべきものか、その立場を明確にするべきと考えるが、その点を伺いたい。

次に、年間３回の会議を予定していると聞いておりますが、その時期と目的、また、今年度につきましては、４２万円の予算が組まれていますが、その使途についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま、余湖議員から「まちづくり推進会議」に関して、２点にわたりお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目に、各地域から推薦されたまちづくり推進委員の方の会議における発言の立場についてのお尋ねであります。

会議での発言は、町内会や実践会の意に関係するのか、個人の意見なのか、明確にすべきではとのご質問でございますが、明確にすることは、非常に難しい問題であり、あえて答えるならば両面を持ち合わせていると考えます。

一般的に町内会や実践会など地域の意向を代表して発言されるのは、各会長の役割であると考えております。

まちづくり推進委員は、地域との関わりをもちつつ、個人の経験や知識を活かして、幅広い視点に立って発言いただくこととしておりますので、場面によっては、地域の意向に沿った発言をされることもあるでしょうし、個人として自由な発想のもとで発言される場合もございます。

ここで、改めてまちづくり推進委員の役割等について申し上げますと地域が抱える共通の課題や過疎化・高齢化など社会変化によって生じるさまざまな地域課題などを認識し合い、さらに、町政に関わることや住みやすいまちづくりなどについての提言、あるいは主要施策の構築に関わっていただくなどの役割を担っていただくこととしております。

各地域から推薦いただくにあたっては、その方が各自治会の役員会等に出席できるなど、自治会の現状を把握できるよう配慮いただくこととしております。

２点目に、会議の開催時期と目的、予算の使途についてお尋ねがございました。

第１回目は、６月２８日に開催し、町が計画する重点施策、地域課題についての意見交換を行いました。

今後は、２回目を１１月上旬に予定し、次年度の大型予算と主要施策についての意見交換と提言、３回目は２月中旬を予定し、次年度予算の概要について示し、意見をいただくこととしております。

また、まちづくりアドバイザーをお願いしている酪農学園大学の河合教授を招いてのまちづくりに関する講義またはディスカッションなどを予定しているところでございます。

このほか、必要に応じ随時開催することとしており、予算につきましては、質問の中で４２万円とありましたが、正確には４２万３千円であり、まちづくり推進委員に対する報償とまちづくり推進会議研修会講師謝礼分で４１万２千円、会議に係る事務消耗品費等で１万１千円となっているところでございます。

また、まちづくり推進委員に対する報償については、会議への出席に応じて、商品券をお渡ししています。

最後に、まちづくり推進会議につきましては、無理に結論を導き出すことはせず、さまざまな立場から意見を出し合い、町政の意思決定過程に参加いただく、言い換えるとまちづくりへの住民参画の場の一つであり、これ以外にも広聴活動の充実に努め、町民ニーズ

を的確に把握し、先見性をもった中で、最終的に私の責任により政策案を決定し、議会にお諮りすることになりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○５番（余湖龍三君）　細かくありがとうございます。私も６月のまちづくり推進会議には、傍聴者させていただきました。６月については、私は議員として、その前にいろいろ聞いていたことを推進会議へ提示されたので、中身的なことは分かっていましたが、やはりそこに出てきている方については、それなりの理解をするためには、意義ある場所だったと思っております。
　ただ、その中でも道路の問題が初めて推進会議の中に、図面をきちんとした形で出され、それについて意見を求めることがございましたので、今後のまちづくり推進会議は、やはりそのところが目的になってくると感じてはいました。推進会議は、住民の代表が全町的な課題を議論する。あるいは町の予算について、町民の意見を積極的に反映する機会をつくることを目的と町政執行方針の大きなコンセプトである住民参加範囲の位置付けもよくわかりました。先ほど、３回ではなくて、必要に応じて開催するというお話もございましたが、私もやはり回数に限らずに必要であれば、委員になっている方は、大変な場面もあるでしょうが、大事な町政の１つの役割を持った委員会であると思いますので、その面では、ご苦労とは思いますが、回数にこだわらずに必要に応じて出ていただくのがいいと思うところでございます。それを踏まえまして、意見として、今回の道路のこともございますが、これからいろいろな町政に対し、いろいろな意見をこれからの会議とまた一般町民も何かの機会の時には、発言していくことが大事なことと思いますが、その位置付けは、今、町長が言われた推進会議の方にもいろいろな意見を自由に出してもらい、やはり町長が判断することが鍵かと思います。実際にはそのことの判断、理解はしたいとは思っているのですが、私は、町議の立場を抜いて、一般町民としては、町がいろいろなことをやることに対し、いつ自分の意見をどの場所で述べていくのが、町に対して効果的な話として、聞いていただける時期、機会になるのでしょうか、この質問でお答え願えるのでしたら、よろしくお願いしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　釈迦に説法と思いますので、簡単に言いますが、まず、余湖議員は、町民に選ばれた政治家の一人として、住民の意見、あるいは自分自身の意見を反映できる最大の場所は、立法府であるこの議会でございますので、議会活動を通じてご質問、あるいは全員協議会等で意見を出していただくことは、他の人にはなく、選挙で選ばれた人の責任と考えていただけることが、まず１点であります。
　それから、一住民としてでございますと私自身は、広聴活動を非常に大事にしてございますので、１つは、誰が来ようが来まいが、月一度は必ず夜、体を空け、待っている夜間町長室をやっておりますので、個人的に、もしお話があるのであれば、夜間町長室に来ていただくのもしかり、そして、日常的に議員として、ご提言あるいは意見をしていただくのもしかり、それから町内会あるいは実践会でまちづくり懇談会等を要請があればいつでも出かけていくことがあります。それからグループで私どもが毎年１１月ごろに各地域へ年３カ所ほど出かけて行き、予算の状況やまちづくりの課題、例えば、国保税の値上げの問題や今、訓子府の財政がどのようなことになっているかも含めて、一般的にその地域で

抱えている問題があれば、ぜひ出していただきたいとこちらから出かけていくことの場として、地域懇談会も定期的に１年に一度ですが、開催しておりますので、その場で、積極的に発言をお願いしたい。その点で申しますと私は非常に広聴の住民参画、意見をいただくことの機会を大事にしておりますので、ぜひ、その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　余湖議員、残り３分でございます。

余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　よくわかりました。私も夜間町長室、ふれあい懇談会など、各種の施策の中で、町長が話を聞く場面をたくさん持っていらっしゃるのは、感じているところであります。私は、議員としての立場よりも一住民として、私ではなくて、普通の住民の方がどのような立場で町政に対する場面があるのかがよくわかりました。今回、道路のことに関しましても、施設、建物、また、道路など、いろいろなことがあると思いますが、ぜひとも最初の段階で、住民の意見を聞いているから、住民の意見を聞いたということがたくさんあるのではないかと思いますが、やはり最後に物事を決定する前には直接的に関わる地域住民の意見の確認と意見の集約が、非常にこれから大切になってくると思いますので、今回のまちづくり推進会議につきましては、これからうまく活用されていくと思いますし、先ほどの道路のことに関しましても地域住民へ再度アンケートなり、話し合いなどをもって、本当に西幸町、東幸町を抜きにしますと他の地域の方は、ああできるのかと済ましてしまう人や、あればいいんじゃない、そんなものいらないと勝手な感じで言うのが現実と思います。やはり地元に密着したそれを利用する人の意見を細かく聞き、納得できるような中での進め方をお願いしたいと思います。これを最後に質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本憲治君）　５番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで、午前１０時４５分まで休憩をしたいと思います。

休憩　午前１０時３３分
再開　午前１０時４５分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次に、３番、工藤弘喜君の発言を許します。

３番、工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　３番、工藤です。それでは、一般質問をこれから行いたいと思いますが、まず、はじめにお詫びしなければいけないのですが、一般質問通告書の中で、私の議席番号が７と過去を引きずったまま書いてしまいました。改選前の番号でした。先ほど気が付きまして、小林議員には本当に迷惑をかけたと思っております。すみません３番に訂正してください。

それでは、この度２件の通告をしております。

まず、はじめに、１つ目として、住環境リフォーム促進事業についてであります。

本年４月からスタートした町内商工業の振興と雇用の安定化を図ることを目的に住宅の改修、建設設備の設置、住宅の敷地整備を促進するために商品券を交付する住環境リフォ

ーム促進事業について町長の見解をお伺いいたします。

まず、１つ目でありますが、８月末までの制度の活用状況として、申請件数、並びに総事業費、助成金額、そして登録業者数等のお知らせをお願いしたいのとあわせて、今年度の見通しについてお伺いをいたします。

２つ目ですが、制度の活用における経済効果について、この点の町長の見解をお伺いいたします。

３つ目でありますが、次年度以降の促進事業実施について、町長の見解を伺います。

以上であります。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま、住環境リフォーム促進事業について、３点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、１点目の８月末までの制度の活用状況と今後の見通しについてであります。事業主体であります商工会への申請状況で申し上げますと申請件数が４０件、総事業費、工事費でございますが、２，９１３万３千円、商工会に対する町の補助金見込額が５４０万７千円、本事業への登録業者数が３１業者となっております。このうち実際に工事を受注している業者は１１業者で、業種別内訳を申しますと建設関係が３業者、受注９件の工事費が８０５万２千円、設備関係が３業者で受注８件の工事費が５１８万５千円、塗装関係が３業者で受注１５件の工事費が９７８万５千円、建築板金関係が１社で受注６件の工事費が５０９万８千円、家具建具関係が１社で受注２件の工事費が１０１万３千円となっております。今後の見通しについては、申請どおり工事が実施されると町の補助金予算を超えることが確実であります。現在も相談にみえている方がいると聞いておりますので、今後の事業実施見込を見極めながら、直近の議会で補正予算の提案をさせていただきたいと考えております。

次に、２点目の制度活用における経済効果についてでありますが、本事業をきっかけに先ほど申し上げた実績があるほか、共同して工事に関わっている書面に出てこない業者もこの事業の恩恵を受けている実態が見受けられます。また、商工会が発行する商品券については、町内の商店などで確実に使われることを考えますと本事業は経済効果の高い事業であると思っております。

次に、３点目での次年度以降の取り扱いについてでありますが、この事業を機に受注のため、業者間の連携や新たに商工会へ加入する業者もいると聞いており、その意味では、単なる経済効果だけではなく、商工会そのものの活性化にもつながっていると感じております。町としましては、なかなか決め手のない商工業の振興策の中でも本事業は、特に事業効果の高い事業であると考えており、許されれば次年度も本事業を継続したいと考えておりますので、議員の皆様の特段のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　まず、第１答目として、町長の回答をいただいた訳でありますが、極めて、今回のこの推進事業につきましては、積極的な評価といいますか、経済効果も含め、高いとの答弁でありまして、私自身も何軒か事業者並びに本当に少ないのではありますが、町民の方の話を聞く中で、おかげさまで助かったとの声は、やはりある訳であります。その点からしましても今の回答の中でも、次年度以降のことについてもお答えい

ただいて安心しているところでありますが、その前にもう少し中身的な回答を知らせていただきたいと思います。どのように状況をつかんでおられるのか聞きたいのですが、今年度の見通しとして、既に今の状態でいくと助成の５００万円を超えている。そして補正予算も考えているということでありますが、それは別としまして、今までやられている事業の中で、実践会と町内会別の実施状況はわかるのでしょうか。町内会で何軒ぐらい、あるいは実践会として何軒ぐらいこの事業に取り組んでおられるのか。

それからもう１つは、１つの事業で複数の業者が関わっていることもありますが、具体的にどのぐらいの数になるのか。例えば、１つの事業で、２社なり３社で横断的にお互い協力しあいながら、１つの工事を進めている件数が、先ほどの町長の答弁の中でも業者同士が商工会としてのコミュニケーションなり、活性化にもつながる点からいきましても、非常にこれは大事な点になってくると私もとらえていますので、その点の件数なども町としてつかまえているのかどうか。この点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　ただいま、２件のお尋ねをいただきました。

まず、１点目の地域別といいましょうか、町内会、実践会別の状況でございます。現状のほとんどが町内会地区であることをご理解いただきたいと思います。なお、商工会にもいろいろ状況を聞いておりますが、農家の方については、農繁期が過ぎてから、実施したいとの相談が数件寄せられていることもございますので、内装関係が多くなると思うのですが、実践会関係は、これからの状況でございます。

それと共同で事業を実施している件数のお尋ねでございます。手元の資料の中には、あまり細かい工事の内容まで把握できないのですが、申請業者と明らかに塗装店がクロスの張り替えなどのものが入っている。あるいは火災報知器の設置工事などがございます。そのほか同じように塗装店でありながら、流し台の改修、あるいは屋根、寝室の改修もやっているものもございますが、ざっと見ましたら６件か７件くらいは共同で事業を実施しているのではないかと見受けられます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　今、課長から答弁いただいたのですが、実践会別のことで少し聞いたのは、今後の事業の見通しの部分と非常に重なることになるのでお聞きした訳であります。今後、どのぐらいの事業量が見込まれるのか。いわゆる補正でどれぐらい必要になるかも含め、関わってくるため、聞いた訳でありますが、私の調べという訳ではないのですが、聞き取りの中でいけば、８月末現在において、実践会で受けているのが大体８件程度です。そして、町内会が２４件との話を聞いてはいたのですが、今、お答えにありましたように実践会につきましては、これから繁忙期を過ぎた以降に事業が集中してくるかもしれないと商工会役員の方との懇談の中でも聞いているところでありますので、そこら辺を十分勘案しながら、ぜひ補正も考えていただきたいのが今の考えであります。

次に、商品券と町民の方とのことになるのですが、これはなかなか難しい問題であります。商品券を発行することですが、商品券の活用状況並びに商品券を発行する助成に対し、町民の方々の声、あるいは業者、いわゆる商工業者の声は、聞いておられるのでしょうか。この辺について、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。
○農林商工課長（佐藤正好君）　ただいま、商品券発行に対するお客さんの声、あるいは業者の声でございますが、直接的には、小売店等の声などは聞いてございません。ただ、商品券につきましては、商工会経由でのお話になりますが、全部が商品券ではなく、一部、オホーツクカードのポイントとしてできるようなことにしてございますので、その意味では、非常に喜ばれていると聞いているところでございます。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　わかりました。ぜひできれば、なかなか商品券で補助をすることに対して、一部ではございますが、十分な理解をされていない町民も中には、やはりあると思います。本当にそれが私たちのメリットになるのかという話も聞く訳でありますが、まず、この制度の目的がいわゆる町内の経済をどのように振興するのか。お金をどのように地域の中で回すかの大きな狙いの中で、はじめていることも私の提案もその内容だった訳でありますが、その趣旨も含め、やはり今一度、これは来年以降の問題になるかもしれませんが、その意識にやはり我々町民も含め、立つことがこの制度の理解なり、活用につながっていくことも若干、話を聞く中で感じたところもありますので、ぜひ、その部分も一言、二言、周知の中にあってもいいと思います。いわゆる地域内循環をどのようにするかの観点もある。商品券をもらったら北見に行って安いところから買えないという話も実際ない訳ではないのですが、その部分に対して、それだけではないとの狙い、思いもやはり町民の方々に理解してもらいながら、この事業の推進もあわせて取り組んでいただきたいという考えでありますが、この点について、町長からお答えいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　単なるお金を発注者にお返しするということではなくて、さらにそれより一歩進めて町内商工業の一助になればという経済活動の原則みたいなことがありますので、この点は議員が言われるとおり広報の仕方についても今後さらに工夫しながら、商工会に申し入れ、そして、この趣旨もさらに拡大し徹底を図るように進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　ぜひ、その方向でお願いをしたいと思います。
　続いて、最初の答弁の中で、次年度以降も実施するとの回答がありましたが、それを受け、具体的に実施するのであれば、このような形で考えてもらえないかという点を具体的に何点か質問をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
　まず、１つは、次年度以降もやることなのですが、できれば、この住宅リフォームは、する側も今言われて、この制度があるからすぐやるとか、来年しようというのは、なかなかならないこともあるのですが、やはり、予定、計画、ある一定のお金が出ることもありまして、する側も計画を立てたいという方がやはりいます。その意味からしまして少なくても次年度以降、３年間程度は続けてもらえないかとの町民の方もいますし、もう一方、事業者からもその話を聞かされております。ぜひ、この点についても、何かばっつりばっつり単年度ごとの事業としてとらえるのではなくて、お金がなくなって財源的に大変だからやめるものではなく、きちんと位置付けをした中で、少なくとも３年、あるいは４

年はやることを明確にしていただきたいのが１点です。これについての考えをお聞きしたいということです。

それから、まとめると少し大変なので、もう１つぐらい区切りたいと思いますが、現在、訓子府の住宅事情からしまして、具体的に言いますと町内企業等が有する社宅、あるいは町内在住者が有する貸家、お貸しして違う人が住んでいる場面もありますが、これについては、なかなか借りている人が不便を感じていてもリフォームすることはなかなか難しい。貸主の人がリフォームの対象事業としてなるようなものにならないのかどうか。この辺の検討も例えば、このリフォームについての実施要項を見ましても、その辺が若干明確でないというようなものもありますので、もし、その辺の対応の問題について、まず、どのように考えておられるのか。次年度以降の問題、これについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　ただいま、２点のお尋ねをいただきました。１点目は、少し政策的な部分もからみますので、２点目について、私から説明をさせていただきたいと思います。

まず、町内事業所の社宅についてのお尋ねでございます。町内事業所の社宅につきましては、どちらかと言いますと位置付けが職員の福利厚生的な側面があることでございまして、見方を変えれば企業活動の延長線上であるようなことから、一応この要綱の中でも対象外とし、あくまでも住環境リフォーム促進事業実施要綱の中では、現に居住している者が申請者にしているところでございます。

それとあと貸家についてでございますが、今回の要綱の中では、居住者が交付対象になることはできるのですが、ただし、住宅所有者の承諾があればできることになってございます。これについては、いろいろご意見あるかと思いますが、いろいろなケースも出てくるのですが、極端にいえば、広く事業としてやられるような場合もある。その貸主については、これについても業としての位置付けができるのではないかとのことで対象外。ただ親族の所有などのものであれば、場合によっては、現に住宅を借りている方でも承諾いただければ実施できる要綱にしてございます。基本的には、まだ始まって１年目の事業でございますので、当面、制度を変える考え方については、今のところございません。ただ、どちらにしましても次年度以降もまだ検討を具体的にしていませんので、現状ではということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　１点目についてのお答えをさせていただきます。この事業継続の問題です。私自身は冒頭の答弁で申し上げましたように、まず２年間はきちんとやらせていただく考え方です。その上で、前向きに改善するものは改善する。あるいは、縮小するものは縮小し、見直しも含めた中で、それ以降については、改めて提案をさせていただく考え方に立っていますので、少なくても２３年、２４年度については実施する考え方に立っております。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　まず、実施の問題につきましては、ぜひ本当に硬直的な補助金額が５００万円で良いのかという問題は確かにありますので、事業量の予測も含めて、それ

は柔軟な対応は必要になると思いますが、できる限り延長の問題というのか、継続の問題については、事業主体である商工会とも十分協議をされた中で、進めてほしいということです。

それと先ほど課長からお答えいただいた分については、企業の部分で、福利厚生の部分については、私も十分考えていたところなのですが、なかなかその辺難しいところは確かにあるので、何でもかんでも無制限とすることにはならないのは当然でありますが、その辺についてもぜひ事業主体の皆さん方の意見もぜひ聞いてほしいという願いであります。行政がこの予算を付けてやる時には、１つの要綱なり、仕組み、約束事は当然やならければいけないのですが、この町の中で、このお金を活用しながら経済振興なり、地域振興に結び付けることであれば、やはりある時には、一定程度、思い切った使い方をすることで喜ばれることになるのではないかという狙いもありますので、その点もぜひ含めて考えていただきたい。何もかにも無制限にすることにならないのは原則でありますが、その点で少し心にとめていただきたいと次年度以降の問題については思っております。

次に、もう２つほど、次年度以降に向け具体的な話になりますが、もう１つ、これも出ているのですが、住環境の名称からいきまして、そのような視点からみて、これも確かに無制限にとは言いませんが、宅地周辺の整備、いわゆるこの要綱の中でも実施できる事業として、いろいろ細かく出ているのですが、住宅の敷地整備として、丸がついておりますが、可否の中で、ただそれも制約がありまして、前面道路までの舗装、それに伴う排水処理及び段差の解消など、いろいろな限定がついているのでありますが、例えば、屋敷の裏側に草が生えてどうにもならないところがある。雑草が生え、それの刈取りをしながら雑草が生えないようにすることは、どのような事業になるか別にしましても、その辺に、インターブロックを敷くのか、いろいろあると思うのですが、その辺の庭木の手入れをするのは全然別です。それはできないのですが、そのような部分も含めて事業対象にならないのか。もし、できるのであればそれも事業対象にしてほしいというのはあります。その点が１点です。

それともう１つ、これは根幹に関わる部分ですが、改修工事に要する費用として、３０万円以上が交付対象となっています。これは、より仕事の間口を広げる意味からも、あるいは特に私も聞いて実際少し来てほしいと言われ、あるおばあさんのところへ行って聞いたのですが、本当に修繕、リフォームをする箇所が本当に少ししたところなのです。雨どいを少し直し、そして、そのついでに玄関先を直すことを考え見てもらったら２０万円がかかるかどうかであり、でも何とかやっていきたい。そのついでにやってもやはり本当にわずかなのです。その部分での声というのを聴いているのは本当に少なく全体ではないのですが、その意味からしても少なくても限度を２０万円ぐらいに下げることが次年度以降できないのかということであり、そのようにすることによって、事業へ取りかかる、いわゆる要望も増える可能性があるのではないのか。そしてもしこれが経済的に生活が厳しい人だけではなくて、それ以外の人にしてもいろいろ業者と話し合いをする中で、余裕のある人は２０万円以上、３０万円なり５０万円ということもありえる訳でありますので、その取っ掛かりとして使ってみようと言われる部分に対する配慮の１つとしても限度額の引き下げを考えてもらえないのかとの思いであります。これは実際にあった内容であり、僕も少し返答に困り、困ったですねという話をし、それ以上何ともできなく、その方の息子

に来てもらいましたが、ばあさんそんなことであればやめるしかないのではないか。そんなに出すことができないという話になったり、でもやはり自分の蓄えの中から、私は何とかしたいという人もいますので、その意味からも限度額を引き下げることが、この事業に対してどれほどの影響があるのかをあわせてお答えいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。
○農林商工課長（佐藤正好君）　これにつきましても１点目の件について、私から説明させていただきたいと思います。議員言われるとおり住宅に面する部分の舗装、段差解消などに限って、今回の商品券発行の対象としているのが状況でございます。前面道路に接する部分になりますので、通常、住宅の横も含めて考えますと３面は、商品券発行の対象になる。裏の面はどうしても対象にならないということでございます。これについても内部的には、いろいろこれまで協議してきた経過がございました。住宅の側面部分も住環境としてのリフォームに該当するのかどうかとの議論も重ねた経過がございまして、側面については、一体的にやるため、やむを得ないのではないかとして、改めて商工会へそれについてはＯＫとの答えを出した経過もございます。ただ、裏面については、住環境の部分では、少しいかがなものかというような意見もございまして、現状は含めていないことでございます。今後につきましては、今年始まったばかりの部分で、実際には、裏側をやられている部分もあるかと思いますので、実際、既に事業をやられた方との均衡を考えますと少し難しいと理解をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長（橋本憲治君）　町長。
○町長（菊池一春君）　３０万円以上を対象にするのではなくて、２０万円として使い勝手を良くするため、もう少しグレードを下げると良いのではないのかとの意見でございます。これは先ほども申しましたように、かなり商工会とも中身を詰めながらやってきた経緯もございますので、まず２年間、現状の３０万円を限度として制度は変えない。２４年度については、そのままやらせていただく。２５年度以降については、改めて見直しも含め、使い勝手を含め、実績をみながら新たなる提案をしたい。
　さらに、私の頭の中にもう１つあるのは、昨日、全員協議会でお話をした住宅の耐震問題をどのようにやっていかなければならないのか。例えば、このようなものを含めながら、耐震とある意味では、活性化の潤滑になるような仕組みも必要なのかどうかも含め、考えなければいけないのではないかと思っておりますので、３０万円限度は、全道的にみて決して高くはなく、非常にグレードを下げていると言いますか、使いやすさへ配慮しながら３０万円に設定しているのはご存じだと思いますが、私はその点で、この２年間は、このままやらせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　次の質問もありますので、これだけに時間をとる訳にはいかないので、最後になりますが、今いろいろ回答をいただいているので、結論として、まず、次年度以降の改善方法は、やはりしていただきたいのが正直なところあります。これはやはり先ほど言ったように予算の効果をどう最大限に活かすかの視点に立っていただきたいことと同時に、この住環境リフォームそのものの持っている意味、先ほど、それも前段で言いましたが、これと兼ねあわせた時に、やはり確かに３０万円、２０万円の問題でいきますとグレードを下げているというのか、他町村でいけば５０万円以上、１００万円以上な

ど確かにありますし、また、そうではないところもあります。２０万円のところもあります。これはやはりある意味の政治姿勢になる問題と思うのです。その意味も含め、ぜひ次年度以降の問題については、十分、事業主体であります商工会との話し合いなり、あるいは町民の方々から、もしそのような意見が出れば、それを十分参考にしていただきながら進めていただきたいということで、この質問は閉じたいと思います。私も商工会局長の話を聞きまして、今までないこの事業をやることによって、業者間で仕事の融通をしあうというのか、声の掛け合いが出てきた。これはやはり、これからの本町の商工事業だけではなくて、まちづくりそのものに対し、大げさなとらえ方はできないかもしれませんが、やはり１つのきっかけになるのが良いと共通した意見でした。やはりなかなか今までになかった部分が、そのような形で町民のためにもなり、喜ばれ、そして、自分たちも少しは経営の何らかに資するところではやはり実利を取りながら、自分たちもいろいろな事業に参画する意味では、良いとも聞いていますので、その辺の理解も十分していると思うのですが、さらに、理解していただきながら進めてほしいということで、私の１点目の質問を終わります。

次の質問に入ります。

第５期介護保険計画についてであります。

これについては、具体的になりますので、本当に、はしょった形となるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

第５期介護保険計画については、実施から１１年目を迎え、本町にとっても「平成２６年度の高齢者介護の姿」を念頭に、そこに至る中間段階とし、将来の施策の方向性を示す計画と位置付けられた第４期計画の最終年となっております。

また、本年６月には、改定介護保険法が成立いたしまして、この点においても本町の次期介護保険計画に少なからず影響があるものと考えるところであります。

次の点について、町長の考えをお伺いいたします。

まず、１つ目ですが、この度、本年３月に実施しております「高齢者実態調査」の結果が公表されましたが、この調査から読みとれる特徴的な点、特徴的な点のみでよろしいのですが、お伺いをいたします。

２つ目、現在実施されている第４期計画が当初の計画と実績から見て、どのような状況になっているか。これについても、こと細かくということは非常に膨大となりますので、本当にごく特徴的な基本的なところでお伺いをいたします。

３つ目、この度の介護保険法の改定も受け、本町の第５期計画策定に向けての基本的な考え方について、お伺いいたします。

４つ目、第５期計画における介護保険料の基準月額の見直し、これについて、お伺いするのと同時に、利用者負担軽減制度がありますので、この周知についての考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「第５期介護保険計画」について、４点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目の「本年３月に実施した高齢者実態調査の結果から読み取れる特徴的な点

は何か」とのお尋ねですが、この調査は、本町高齢者等の状況、介護保険サービス等に関する意識及び考えを把握し、介護保険事業計画の策定資料とするため、毎回実施しているものでございます。今回は、要介護認定者のうち、在宅で生活されている方５０名と施設に入所されている方４４名にご協力をいただき実施しました。

この調査での特徴的な点としまして、在宅で生活されている方については、介護する方と介護される方のどちらも今後においても家族中心で、もしくは介護サービスを利用して、できるだけ自宅で生活したいとの回答が多くあり、在宅で介護していくための支援内容の充実を必要とする内容になっているところでございます。

また、施設に入所されている方の特徴的な点といたしましては、入所しているご本人及びそのご家族から、現在の施設サービスについて、「満足・ほぼ満足」との回答が多くあり、現行の施設サービスに一定程度のご理解をいただいているものと考えております。

さらに、両調査共通の項目で「介護・介助が必要になった主な原因」については、脳卒中等が最も多く心臓病や認知症、糖尿病と続いており、生活習慣病が大きな原因となっていることが伺え、改めて生活習慣病予防の大切さを痛感しているところでございます。

次に、２点目の「第４期計画が当初の計画と実績から見てどのような状況になっているか」とのお尋ねですが、第４期介護保険事業計画は、平成２１年度から平成２３年度までの３年間を計画期間とし、今年度が最終年度となっておりますので、平成２１年度と平成２２年度の介護保険サービス実績値で説明させていただきます。

まず、訪問介護・通所介護等の居宅サービスにつきましては、全体としては、ほぼ計画と同水準の実績となっております。内訳としましては、訪問介護がやや減少しているのに対して、通所介護と短期入所生活介護がやや増加しております。

次に、認知症対応型共同生活介護を実施しています「はるる」また「静寿園」などの施設サービスにつきましても、ほぼ計画と同水準に推移しております。

介護予防サービスにつきましては、全体的に計画より減少が見られますが、要因としては、サービスをあまり利用しない要支援認定者が増えてきていることがあげられます。このように、一部でのサービスの減少は見られますが、全体的には、ほぼ計画どおりにサービスが利用されている状況と言えます。

次に、３点目の「介護保険法の改定をうけ、第５期計画策定に向けての基本的な考え方は」とのお尋ねですが、本年６月２２日に公布された改正介護保険法は、高齢者が地域で自立した生活を営めるような「地域包括ケアシステム」の実現が柱となっており、その実現に向けて、介護と医療の連携強化を図るための新しいサービスの創設や多様な生活支援サービスの確保、認知症対策の推進などが盛り込まれています。

また、私は、高齢になった夫婦が別々の施設等で生活しなければならない現状を何とか改善しなければならないと考えており、現在、訓子府福祉会が運営しております「ケアハウスほなみ」の施設を増床し、要介護認定者と一緒に夫婦で入所することができるように、介護保険適用施設としての特定化が可能かどうか等について、訓子府福祉会と協議し検討して参りたいと考えているところでございます。

従いまして、第５期計画の策定につきましては、法改正によるこれらの項目と本町の実情を照らし合わせたうえで、１点目にお尋ねのありました高齢者実態調査や現在取組み中の日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえながら、今後、介護保険事業計画策定委員さん

のご議論をいただき策定作業を進めて参りたいと考えているところでございます。
４点目の「第５期計画における介護保険料の基準月額の見直しと利用者負担軽減制度の周知についての考えは」とのお尋ねでございます第４期の介護保険料基準額は月額３，７００円となっており、これは、全道平均の３，９８４円を下回っておりますが、管内平均の３，３６３円を上回っている状況となっております。
介護保険料は、給付にかかる費用の総額に対する６５歳以上の第１号被保険者の負担割合から算定されますので、給付費の増加は介護保険料の増額につながることにもなります。
第５期計画の給付費につきましては、高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加が見込まれることと３点目でお答えしました「ケアハウスほなみ」の施設を介護保険適用施設として、特定化することが可能になれば、給付費が増加することになり保険料基準額の見直しも避けられない状況となります。
次に、利用者負担軽減制度の周知の考え方についてですが、まず、特定入所者介護サービス費の申請手続きにつきましては、介護支援専門員が代行するのが通例となっております。認定の申請時期に施設や事業所に対し申請漏れがないように通知するとともに、関係者会議の機会を利用して周知を行っているところですが、今後におきましても漏れのないように周知に努めて参りたいと考えております。さらに高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費につきましても、広報等により周知に努めて参りたいと考えております。
以上、お尋ねのありました４点につきましてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　今、お答えをいただいた訳でありますが、まず、第１点目は、あまり多く触れることにはならないと思うのですが、実態調査の結果について、私も今町長から回答にあったような形で、そのとおりであると私も思います。ただ、居宅と施設の関係で調査されておりまして、その結果を見させていただいて、特に、感じたことなのですが、これは、第５期に向けてどのようになるのかということと非常に町がどのように取り組まなければいけないのかという大事な点が、この調査結果の中から読み取れると思います。その中の１つとして、在宅介護に必要な支援と自由記載のような形で、意見をいただいている訳ですが、非常にこの中でもデイサービスの評価が高い。これによって本当に救われる。あるいはいきいきとしてくると高齢者自身から私もそのようなことを聞いていますし、このアンケートの答えも非常にデイサービスを評価される声、それとショートステイ、これもやはり非常にニーズか高い、あるいは果たしている役割が大きいことが具体的にたくさん意見として出ているのですが、これ読んでいると時間がなくなるので、省きたいのでありますが、今言われたようにこの問題は避けて通れないことになるのではないかと考えているところであります。この点についてもぜひ５期計画の中で、どのように具体化していくことを検討されていいと思っております。
それとあともう１つ、これと関わって次のことは、すべて関連していくので時間もありませんので、質問していきますが、第５期に向けて、いずれの内容も先ほどの到達点を含め、そのとおりと思います。それはやはり期待であり、介護保険は、いわゆる介護の社会化を皆で担うことで、この介護保険法が２０００年にできたという趣旨であり、これは今

の国の仕組みからは、これが大きくまた変質しようとしている訳でありますが、その点についてのやはり重要性は、この到達点からしても言えるのではないかと思っていますが、次期に向けて１つ気になっていることであります。次期計画実施の中で、いわゆる団塊（だんかい）の世代と言いますか、町長もその部分に含まれると思うのですが、概ね６５歳を過ぎて１号被保険者になる数がどんどん増える状況になるのではないかと思います。このことが介護保険の制度の中で、どのような影響を与えていくのかをどのようなとらえ方、検証などをされているのかどうか。これからの問題であればそれでいいのですが、やはりそのような問題も１つの現実問題として、どのような影響があるのかないのか、その点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　戦後に生まれた俗に言う団塊（だんかい）の世代が今６５歳を迎えたというよりは、もう６０歳定年の方が社会的な実戦である職業から離れ、６５歳になると第１号保険者へなっていく訳ですが、その点でいくと単純にまず１つは、保険料、介護費そのものが上がってくる。同時に保険料そのものがこのままではいかないと思います。これは良い悪いは別にしても現実的に、そのような状況が見込まれますし、それからもう１つは、私どもの町のような農村的な特徴からいくと在宅の希望をする。国もそのとおり在宅化させていくことについては、私どもも異論がないところであります。実態として、家庭で介護を補うことが、在宅介護として、本当に可能かどうかの部分では、これからいろいろ議論をしていかなければならないのではないかと感じているところです。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　本当にそれぞれの地域の特性も含め、いろいろな形で介護保険制度の計画あるいは運営の中で、見えてくるとは思うのでありますが、この問題についても介護保険制度そのものの持つ本質をきちんとやはりとらえながら、何でもかんでも自治体負担、あるいは自治体の責任とする形を今、第５期と今回の改定も何かそのような狙いもあるような気もしますので、自治体として、責任を丸投げされるようなことだけは避けていかなければならない。国の責任というものも含めてありますので、その部分のとらえ方をしっかりしていただきたいと思っております。そのようなことに関連いたしまして、具体的に１、２点質問したいのですが、今回、介護保険法が６月に改定され、そのことによりまして現在の介護保険制度では、いわゆる要支援、いわゆる軽度の介護者支援を国は何とかこの介護保険制度から外したいとの狙いが見え見えであり、もうその方向で進んでおります。その要支援１、２と認定された場合は、これまでは、予防給付でデイサービスやヘルパーによる訪問介護、あるいはショートステイが介護保険の中で給付できたものが、今度の仕組みとしては、先ほど町長も答えていますが、いわゆる介護予防日常生活支援総合事業というものを創設し、その事業の中で、これは市町村がする事業なので、その中で置き換えなさい。置き換えることもできますというように変わってきています。そのことに対して、本町の５期計画の中では、この要支援１、２の人たちの介護をいわゆるどのように対応しようとしているのか。この点について、まずお伺いをしたいと思います。例えば、実績からいきますと居宅介護サービス利用者の中では、全体として、これは３月の利用分が１２３名、要支援１、２、要介護５まで含めて１２３名の数字が出ています。その中で要支援１、２が２４名、１６名の４０名が要支援の中で、サービスを受けている

訳です。この方が介護保険、いわゆる介護保険料を払いながら、１割のサービス料で済んでいたものが、町独自の事業になった場合、誰がそれを担い手としてやっていくのか、あるいはそこにかかる費用をどのようにするのかを検討されているのかどうか。これについてお伺いをいたします。
○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長補佐。
○福祉保健課長補佐（渡辺克人君）　ただいまの件について、お答えさせていただきます。今、第５期に向けては、いろいろと検討していまして、資料等を集めてやっております。具体的には、はっきりしたことがなく、これからいろいろ会議等を開いて協議しますが、今、工藤議員からご質問のあった要支援１、２の関係につきましては、まるきり今、要支援でやっていた事業を町の単独事業でなく、介護保険の中での地域支援事業としてやっていくような形になると思うのです。その中で、今の話としては、要支援１、２にならない方、特定高齢者、今、２次予防対象者の方もいるのですが、その方も逆に地域支援事業の中で、対象にしていただける仕組みになっていまして、それは最終的には町の地域包括センターになりますが、その中で、マネージメントする方が、その人はどの支援事業の中でやるのか分けていくような仕組みになることになっていまして、その辺も具体的に進めていくか今後検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　答弁いただいて確かにそのとおりの部分もありますが、１つは介護認定の中で、要支援１、２がやはりきちんと認定され、介護保険制度の中で支援１、あるいは支援２の形になっておりまして、それに必要な介護サービスは、思いつきで簡単にできる仕組みではないとやはりとらえていただきたい訳ですその地域包括センターの問題でいきますと先ほどと今、答弁の中でありましたように、認定されなかった介護の必要な方は、健康の問題、これからの介護予防の問題含めて、包括センターの中でやることは、十分知っているのですが、要支援１、２とそれが同列で介護保険制度が本当にこれから出発していいのかというのが私の思いなのです。そこにはやはり、例えばヘルパーなり、施設なりの専門の人たちがそこに関わっている以上、そして認定された以上、やはりそれなりの対応がやはり必要になるため、要支援１、２になったのであり、それが該当にならない方たちと一緒の形に置き換えることが、果たしてどうなのかと疑問を持つことが自治体にとっては大事になってくるのではないかと思います。今、国は医療も介護も一色単にして、医療にかかる分を介護に置き換えたいということがあるのです。この次に質問もしたいと思ったのはそこなのですが、やはりその辺を黙っていると何もかにもが自治体の負担になってやることが本当にいいのかどうかの認識にやはり立たないと次期の介護保険制度の持っている本質、中身は、改定介護保険法とのからみでは難しいと私は思っている訳です。少し説明が悪いので申し訳ないのですが、その意味から含めて、今一度本当に、やるのが悪いとは言っていないのですが、その辺の認識を持ちながら、やはりやっていかないと本当の意味での介護保険の社会化になっていか思っています。
　それで次にもう１点、今回の介護保険法の中では、ヘルパーがいわゆる医療行為ができる。いわゆる痰（たん）の吸引ができるところまで拡大されてきているのですが、これも今言ったように、いろいろな根底があると思います。そういうことが本町にとって、どのような対応をしていくのか。この問題について、ヘルパーに対する考え方があればお聞きしたいと

思っております。また、しなければいけないことやできるものに対する本町の対応についてとヘルパーとの話し合いも含めてされているのかどうか、この点について、どのようにとらえておられるのかお聞きしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長補佐。
○福祉保健課長補佐（渡辺克人君）　ただいまの質問の件について、お答えさせていただきます。今、介護職員が医療行為をすることがどうなのかとのご質問と思いますが、今、その辺の部分については、まだ具体的に内部でも検討していません。また、今後の課題と思っています。その中でもし必要あるのであれば、具体的にどうするのかを今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　その問題については、直接ヘルパーだけの話を含め、若干ですが、やはりヘルパーは、言ってみれば単なるボランティアで介護しているのではなくて、それなりの研修を受け、その介護の必要な人たちへ本当に専門的な知識を持って、その人たちの生きる励ましも含め援助する形でいろいろやっているのですが、そのようなことだけでも精一杯、大変だと思います。もう１つ言えば、今日は触れられないのですが、介護労働者に対する環境、労働報酬の問題も含め、非常に大変なものがあります。その中で医療行為、いわゆる痰の吸引をもし任され、そこで大変な事態が起きた時の責任問題、あるいは研修も含め、それは今すぐできるものではないため、その辺の研修の問題含め、やはり町が人の命を預かる部分でいけば、非常に大変な問題を含んでおり、ヘルパーに対する責任だけが付いてまわるようではやはりまずいと思います。その点について、ヘルパーたちが、これではヘルパーをやれないという人もいますので、そこら辺も含め、やはりぜひ検討していただきたいということしか今のところは言えませんが、そのような方向でぜひ現場の声も聞きながら、やっていただきたいとの思いでありますが、この点についてお答えいただきたいと思います。取り組みの方法として。
○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（八鍬光邦君）　何も勉強をしていないといいますか、知識のない中でお答えするのは大変申し訳ないのですが、今言われましたとおり医療行為をさせられる、することができると言いますか、そのようになってくることでございますが、当然、現場のヘルパー、介護職員等が窮地に立たされることは、その介護職員が結果として、いじめられるような制度にはしてはならないと思っておりますので、そのようないろいろな医療行為が必要になる時期が来ると思うのですが、研修なりをしっかりし、現場の声を聞きながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。
○３番（工藤弘喜君）　それでは、もう最後のほうの質問になるのですが、詳しくはある程度形ができた時点で、機会があれば介護保険について、再度質問をしていきたいと思っておりますので、その時まで自分も勉強したいと思います。
　次に、最後のほうになりますが、基準月額の見直しについての関係であります。先ほど町長から非常にいろいろな意味で静寿園の対応への扱いの問題含め、考えられることでありますが、まず、第一に、今現在そのための基金として、４千万円ほどあります。介護保険として、この４千万円の活用も含め、やはりできるだけ負担軽減に向けていく方向は考

えられているのかどうか。これについて、簡単にお答えいただきたいのとおそらく町長の答弁になると思いますので、最後の答弁として、もう１つあわせて質問していきますが、ぜひ、今回の改定介護保険法の問題と絡みあわせて第５期計画というのは、やはり自治体にとっても非常に大きな単なる今までの介護保険とは、違った側面も出てきていますので、その点についても十分庁舎内で議論され、進めていただきたいとの思いもいたしますので、その点についての基本的な町長の姿勢も確認をさせていただきながら、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　あと２分でございます。

町長。

○町長（菊池一春君）　すみませんが簡単に言わせていただきます。まず１つとして、国は医療と介護の一体化する改革を進めようとしている。そして、介護保険法の改定もあわせ、これは障害者自立支援法、障がい者対策も含めた一体化の中で進めていこうとしていることは、極めて少し気になる点でございますし、野田内閣を中心としながら、依然として、税と社会保障の一体改革、すなわち消費税を１０％にし、社会保障の充実をしていく考え方もちらちらと出てきておりますので、これらは注視しながら、やはり進めていかなければならないと感じているところでございます。いずれにしても要支援１、２、それから要支援に至らないことも含めた予防、包括的な成人予防対策等々についても、保健師活動等を通じ、積極的に展開していかなければならないと思いますし、それから医療行為、これは救急救命士の医療行為も含め、消防でも非常に議論になってきた経緯がございます。これには、相当技術的な問題と専門的な助言、それから実習等も重なってくると思いますので、現状ではいかがなものかと思っています。しかし、実態として、そのような人たちが、訪問看護のような看護師資格を持っている者の行為が必要になっていることも予想されてきますので、今度の第５期計画の中では、このような様々な問題を頭に入れながら、本町として、介護保険の適正なあり方を模索して、関係者と議論し進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　時間が過ぎました。これで私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君）　工藤議員の質問に対しまして、農林商工課長から答弁訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　先ほど、住環境リフォーム促進事業で１点目の中で、町内会、実践会別の申請件数に対するご質問をただきました。とっさに受注業者の住所欄を見て答えてしまいましたが、正しくは、実践会地区が８件、町内会地区が３２件でございましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（橋本憲治君）　３番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしましたが、会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次、日程を繰り上げて審議することにしておりますので、この際、日程を１日繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、日程を１日繰り上げることに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩をしたいと思います。

午後１時から再開いたしますので、ご参集願います。

休憩　午前１１時４７分

再開　午後　１時００分

○議長（橋本憲治君）　それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号

○議長（橋本憲治君）　これより、提案理由の説明が終わっております議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第４６号の質疑を行います。議案書１ページでございます。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

４番、河端芳惠君。

○４番（河端芳惠君）　４番、河端です。まず、３ページの歳入にある除雪・排雪サービス事業利用者負担金は、障がいを持った方も今年から対象にしていただくことで、６件分の６千円を計上されましたが、このサービスは、所得に応じて利用者負担が千円から３千円ぐらいまでと違うような気がしますが、計上額は、収入区分の最低を見込んでいると思いますが、利用者から負担していただく金額は、千円から何千円までなのか、お伺いします。

また、あわせて６ページの歳出で、除雪・排雪サービス事業は６件分として、勤労者センターへの年間委託の単価で言いますと３，４００円と思うのですが、それで間違いないでしょうか。その確認として伺います。

それと３ページの歳入にある財産収入の町有地売払収入は、商工会館跡地とのことだったのですが、具体的に、相手方と最初、提示していた単価の変動があったのか。どのような形で売買になったのか伺います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君）　まず、３ページの除雪・排雪サービス事業利用者負担金の関係でございます。今回、６千円の補正をさせていただいておりますが、この除排雪サ

ービスにつきましては、課税世帯が３千円、非課税世帯が千円、生活保護世帯であれば無料と一応３段階になっておりますが、この予算に計上させていただいておりますのは、非課税世帯千円を６世帯分として見込んでおります。

それから６ページの一番上、１３節、除雪・排雪サービス事業２０万４千円の関係でのお尋ねでしたが、歳入で６世帯、歳出も６世帯でございますが、まず、５世帯分につきましては、町内会地区の方を想定しての金額でございます。その地区の委託先である高齢者勤労センターでは、１５人体制で５班程度に分かれ、一斉に除雪へとあたっていただく訳ですが、細かい計算になるのですが、今回は、年間１３回の出動になるのではないかと想定し、当初予算と同じ回数を見込ませていただいております。それの１回の単価が１件分でだいたい１５分ぐらいの作業になると計算をしておりまして、９，３３８円が１回にかかるのではないかということで１３回として、１２万１，３９２円が町内会地区分の金額として見込んでおります。それから、実践会地区につきましては、富山産業と山田産業に隔年交代で委託し実施していただいておりますが、この金額は、１時間あたりの単価が、１万２，６００円と定めておりまして、移動時間を考慮し、１件３０分程度かかるのではないかということで６，３００円。これも年間１３回の出動があるのではないかと想定し８万１，９００円、合せまして、２０万４千円を計上させていただいております。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（伊田　彰君）　議案書３ページ、１５款、２項、２目、不動産売払収入の商工会跡地の関係でご質問をいただきました。事務的には、現在、契約事務に向かって進んでいる段階でございますので、相手方の部分は、この場でお知らせすることができないことと単価につきましては、昨年、２回目に募集した単価の㎡当たり１万１，６００円で随時募集していたものに、買い受けの希望があり、予算計上させていただいております。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

３番、工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　３番、工藤です。２つぐらい質問があります。６ページ、温泉保養センターのロッカー購入の備品購入として、１９万何千円については、説明もあり十分わかるのですが、それに関連しまして盗難の事態があったことによる問題によって、備品を購入しなければいけなくなってしまったのですが、この関係の説明を聞いたと思うのですが、忘れたというのか、聞き逃したので、その盗難件数は、どの程度あったのか。その対応として、このような形になったと思うのですが、その辺も含め、もう一度説明をお願いしたいのが１つです。

それから、７ページの消防組合負担金の関係ですが、これも説明の中では、増額になっているので、もう一度詳しく説明をお願いしたい。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　議案書６ページの温泉保養センター費の備品購入関係でございます。盗難事件の件数ですが、今年の６月１０日に更衣室内の施錠していた衣服を入れるロッカーから、財布が盗まれたのが１件ございます。昨年につきましては、７月１８日に女性浴室のロッカーへ貴重品を入れ、そのロッカーの鍵を手にかけて入浴していたが、サウナに入る際、鍵が熱くなるので洗い桶に入れ、サウナへ入り、サウナから出てきたら鍵がなくなっており、ロッカーに入れてあった貴重品をバックごと盗まれた事件が１

件ございます。いずれも警察に届出し、事件として扱っていただいている状況にございます。その際に、警察から盗難防止の観点からもやはり目の届くところに貴重品ロッカーを置くことがよろしいのではないかとの指導もいただいたので、今回、補正させていただくものであります。
○議長（橋本憲治君）　総務課長。
○総務課長（林　秀貴君）　２点目の議案書７ページの消防組合費の関係経費２３９万４千円の増額分でございますが、予算説明時にも申し上げましたように、消防団員の公務災害補償に係る負担金でございまして、東日本大震災によって、多くの消防団員が今回被災しました。その被災状況として、８月３日現在の死者、行方不明者が２５１名にのぼっており、その公務災害補償を行う必要があることから、その経費が多額にのぼる見込みとなることから、共済は基金を持っているのですが、その準備金を充てても大幅に不足するため、２３年度の今年度に限り、補償金が引き上げられたものでございます。当初予算では、本町の消防団関係で申し上げますと１人当たり１，９００円の１０５名分として、１９万９，５００円を当初予算に計上しておりますが、このたび準備金を充てても不足する額について、全国の消防団員で負担することから、その額が１人当たり２万４，７００円、２万２，８００円引き上げられるため、１０５人分の引上額であります２３９万円を増額するものであり、なお、この引上額につきましては、交付税で財源措置されることが予定されているところでございます。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　２番、佐藤静基君。
○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。７ページをお願いします。教育費の図書館費の件ですが、以前この件について説明がございまして、将来に向けて土地を購入することの同意をした訳ですが、この７００万円の内訳として、単価と面積的には承知しておりますが、６３４㎡ありますが、これによって、今後計画されるであろう図書館の必要面積は、確保されたことになるのかを伺いたいと思います。
　それから、将来のためでありますが、もし、今の時点で目標とする事業年次があれば、それも伺いたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　図書館長。
○図書館長（三好寿一郎君）　ただいま、７ページの図書館費、７００万の補正につきましてご質問がございました。まず、７００万円の内訳ですが、面積は、ただいま議員が言われたとおり６３４．７８㎡、坪に直しますと約１９２坪になります。今回の買入額につきましては、７００万円で地権者の代理人と交渉が終了しております。７００万円を平米で割り返しますと平米単価が約１万１，０２０円になります。
　それから、既存の土地と今回取得をさせていただきたい隣接地であります４３番地をあわせました面積が今後、図書館の増改築計画の中で面積的な要件としてはどうなのかでありますが、これにつきましては、今年度、振興計画策定の中では、建設の部分まで踏み込んだ計画にはならないと今考えております。今後、図書館が目指す将来像を振興計画の中に、盛り込んでいきまして、その中で必要とする機能や環境的なもの、その他のものなどを踏まえた中で、実際の建設計画に今後移らせていただく。その中でやはり既存の建物、土地、そして、今回購入させていただく土地等も含めた中で、ある程度町として、身

の丈にあった施設整備を図っていきたいと現状では考えております。
それから、増改築の目標年次ですが、これにつきましては、現在、はっきりとした建設年度は決まっておりません。図書館につきましては、町の総合計画と生涯学習推進計画の中におきまして、増改築と言いますか、図書館の整備として、一応明記されておりましたが、増改築等の建設に関し、具体的な話は、まだ、土俵に乗っていないといいますか、そのような段階であり、今回、とりあえず現在地を有効活用させていただく考えの中で、隣地を先行取得させていただきまして、これから町の他の施設等のいろいろな改修整備等もあると思いますので、その中で今後、増改築年度が定まっていくものと考えております。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
７番、小林一甫君。
○７番（小林一甫君）　７番、小林です。５ページ、一番下のコンピュータ改造業務として、６６１万５千円が計上されております。これは後ほど交付税で充当されるのか、お伺いをいたしたい。
○議長（橋本憲治君）　町民課長。
○町民課長（佐藤純一君）　戸籍のコンピュータシステム改造業務でございますが、これにつきましては、普通交付税で一応措置をされることになってございます。２２年度と２３年度の標準的な所要経費及び外国人登録制度の廃止に伴うデータ移行作業に係る経費については、普通交付税による措置を講ずる。また、それを上回る部分に関しては、特別交付税措置を講ずることとされておりますが、２３年度の普通交付税につきましては、まだ、単位費用が示されていないことがあり、具体的にいくら算入されるかは、まだはっきりしていないことでご理解をいただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第４６号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第４７号の質疑を行います。議案書８ページでございます。
１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号の質疑を行います。議案書１２ページでございます。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号の質疑を行います。議案書１４ページでございます。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５０号、議案第５３号

○議長（橋本憲治君）　これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第５０号、議案第５３号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第５５条ただし書きを適用

し、議長が指定した議案ごとに、１人につき２回まで質疑することを許します。
まず、最初に、議案第５０号の質疑を許します。議案書２３ページでございます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第５０号の質疑を終了いたします。
次に、議案第５３号の質疑を許します。議案書２７ページでございます。
ご質疑ございませんか。
５番、余湖龍三君。
○５番（余湖龍三君）　５番、余湖です。この建物の無償譲渡は、良く分かりましたが、建物自体は今まで保育所施設として使っていたと思うのですが、この中にある備品関係の処理については、どのようになっているのかお聞かせください。
○議長（橋本憲治君）　幼稚園・保育園事務長。
○幼稚園・保育園事務長（菅野　宏君）　元保育所であり、若干処分が残っているのは、ピアノと細々（こまごま）するものは多少ありますが、近々、それは全部処分することになってございます。
以上でございます。
○議長（橋本憲治君）　余湖龍三君。
○５番（余湖龍三君）　ピアノは、大きくて使い道のあるものと思うのですが、私は行ったことがないので、分からないのですが、聞いた話によりますとその中には、子どもたちが使えるものや何か役に立ちそうなものがあるとのお話があり、処理をどのようにするのかによって、必要とされる人もいるのではないかとのお話を聞いています。細々（こまごま）としているものという一括（ひとくく）りだったので、私もよくわからないのですが、普通の人にしてみれば、使える物があるのではないかとのお話がありますので、その意味で処理方法を廃棄処分にするのか、保育園や幼稚園など、違う施設で使えるものがあると考えているのか、はっきりお聞きし、使えるものがあるのであれば、町民の方にも必要とされる方がいるというようなこともありますので、そのことで考えがあればお聞かせください。
○議長（橋本憲治君）　幼稚園・保育園事務長。
○幼稚園・保育園事務長（菅野　宏君）　まず、ピアノですが、もう天板や横板などが外れている状況で物置に一応置いてあったものを私どもは知らなく、それはもう使用できませんので、産業廃棄物として処理することを考えています。先ほど細々（こまごま）とした備品と言いましたが、例えば、積み木は、他の備品も同じなのですが、使えるものは当然、保育園、それから子育て支援センター、または幼稚園も含め、活用できるものは活用する。その代り交換した備品で、逆に傷んでいる備品は、廃棄処分と考えてございます。
以上でございます。
○議長（橋本憲治君）　７番、小林一甫君。
○７番（小林一甫君）　７番、小林です。福野にあった保育所施設と今回の北訓地域集会所の譲渡条件は、同じと考えてよろしいのでしょうか。
○議長（橋本憲治君）　町民課長。
○町民課長（佐藤純一君）　議員言われるとおり基本的には、まったく同じと考えていただいて結構と思います。

○議長（橋本憲治君）　２番、佐藤静基君。
○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。ただいま、小林議員の質問にもありましたが、中の沢地域集会所との関係で、もう少し今回の件について、どのような経過があり、今回無償譲渡に達したのか、改めて説明をお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　町民課長。
○町民課長（佐藤純一君）　無償譲渡に至る経過でございますが、基本的に今まで北訓の会館として、一部使用されておりましたが、講堂のみ一部、太鼓同好会が使っていた経過もあるようでございますが、施設の大部分が使用されていないため、有効活用の面が１つと北栄実践会にある地域のそれぞれの会館が老朽化していることで、新しい施設がほしいというようなことがございまして、今回、無償譲渡に至る。このまま町有施設として、使用しないにしても年間約経費が、火災保険などで約３０万円かかっておりますので、経費削減の面も１つございます。
　以上です。
○議長（橋本憲治君）　２番、佐藤静基君。
○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。この譲渡される場所については、地域の避難施設となっております。今後、従来同様、避難施設として使用する適切な管理は、北栄実践会が行うとの解釈でいいのですか。
○議長（橋本憲治君）　総務課長。
○総務課長（林　秀貴君）　中の沢地域集会所の例もありますので、同様に無償譲渡する中で詰めていきたいと思っています。先日の一般質問でもありましたように、避難所は、公共施設と民間では、特に、実践会の会館が多いのですが、そのような施設についても実践会で管理していただいておりますので、譲渡後も北栄実践会で管理していただくことになると思いますが、町の避難所として大幅な改修などが必要になれば、その段階でいろいろ協議しながら進めたいと思っております。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第５３号の質疑を終了いたします。
　以上をもって、質疑を終了いたします。
　これより、一括議題の討論を行います。
　討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
　まず、各案に対する反対討論の発言を許します。
　討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。
　討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
　これより、一括議題の議案第５０号、議案第５３号の採決をいたします。
　討論のなかった案件につきましては、一括採決をいたします。
　議案第５０号、議案第５３号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、議案第５０号、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５４号

○議長（橋本憲治君）　次に、追加議案であります議案第５４号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君）　それでは、追加の補正予算の説明をしますが、５６ページをお開き願いたいと思います。

議案第５４号　平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第５号）についての説明を申し上げます。

なお、この説明にあたりまして、最初に今回の追加補正は、主に９月２日から３日の豪雨による災害復旧費の提案となりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

今回は、第１条にございますように３，３７１万１千円を追加し、歳入歳出それぞれ４２億８，９９０万８千円とするものでございます。

続いて、第２項にございますこの補正の款項の区分ごとの金額につきましては、次ページの第１表のとおりでありますが、これについてはご覧いただくこととして、この後の５８ページ以降の事項別明細書で説明させていただきたいと思っております。

それでは、５６ページに戻りまして、第２条になります。第２条では、地方債の補正について、定めております。その内容は、次のページをお開き願いたいと思います。第２表になりますが、新たに農業用施設補助災害復旧事業を追加し、その内容としまして限度額は５６０万円、起債の方法は証書借入、利率は５％以内、償還の方法として、政府資金については、その融資条件とする内容でございます。

続きまして、５８ページの歳入歳出予算補正事項別明細について、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、１４款、２項、７目、災害復旧費道補助金につきましては、今回の災害により、唯一、補助災害の対象予定としております紅葉川になります。この復旧を農業用施設災害復旧事業費補助金として、後で、歳出に出てまいりますが、工事費２千万円に対して、補助金１，３００万円、補助率にしますと６５％で計上してございます。

次に、１７款、１項、１目、財政調整基金繰入金１，５１１万１千円につきましては、今回の補正に係ります補助金、起債の特財を差し引いた分を基金対応とする内容でございます。

次に、２０款、１項、５目の災害復旧債の農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、先ほど前段で地方債の借り入れで説明しました紅葉川の災害復旧費補助に対する補助残７００万円の充当率８０％として、５６０万円を計上してございます。

次に、５９ページを開いていただきたいのですが、８款、４項、１目、河川総務費、５３８万３千円につきましては、大谷排水川のボックス入替。また、河川土砂上げ等に係る補正でございまして、１２節、役務費の２０万円は、河川補修に係るコンクリート廃材などの処理手数料になってございます。同じく１４節の使用料及び賃借料は、３１６万８千

円ですが、バックホーやダンプなどの掘削機械などの借上料でございます。また、同じく１６節の原材料費、２０１万５千円は、補修用原材料費として、９３万５千円が橋梁の架け替えに要するボックスカルバートとＬ型の擁壁などでございます。同じく、河川用原材料費、１０８万円は、昨日、災害で出ておりますスーパー土のうを６００枚と普通の土のう千枚を購入するものでございます。

次に、１２款、１項、１目、道路災害復旧費２５０万円につきましては、道路の被害箇所８路線９カ所の修繕工事を行うものでございます。

続いて、２目の河川災害復旧費２００万円につきましては、２河川６カ所の修繕工事を行う内容でございます。

次に、１２款、２項、１目、農業用施設災害復旧費２，３８２万８千円の内訳ですが、９節の旅費１２万９千円は、補助事業の増高申請等の関係が必要となるため、計上してございます。同じく１１節の需用費、１０万円は、事務消耗品として計上してございます。さらに、１３節の委託料、紅葉川の災害復旧に係る調査設計費３２７万６千円及び補助率の増高申請を行うための委託料で１１万１千円を計上してございます。この計の３３８万７千円が委託料の計でございます。１５節、工事請負費の２千万円でございますが、この事業での工事請負費のみが補助対象として、先ほど収入で説明した２千万円を計上してございます。

また、紅葉川の災害復旧事業につきましては、災害復旧工事になりますので、被害延長として、３８５ｍで今は積算しておりますが、災害査定等により、若干、事業費等、被害延長などに動きがあることをご理解いただきたい。今後、変わってくることもあるとご理解いただきたいと思います。

次に、６０ページ、この表につきましては、平成２３年度末の地方債残高の見込みの表でございまして、この表の一番右側の一番下、追加補正が５６０万円になっております。下から３段目がこの５６０万円を足した額で、２３年度末見込みが５０億９，７２５万６千円の残高になっております。

最後に、別に資料１として、配付していると思いますが、これによる財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込みをご覧いただきたいと思います。今回の補正による基金の減額と積み立てによる追加を行った後の一般会計の基金保有見込額は、右側の下から５段目にありますように３０億８，３２４万７千円になってございます。

以上、平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第５号）の内容について、説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　以上で、議案第５４号に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

９番、山本朝英君。

○９番（山本朝英君）　９番、山本です。今、災害復旧関係の説明がありました。この中で５８ページの紅葉川は、非常に大きな被害が出ていることも自分は見ておりますし、メーター数では、３８５ｍとのことですが、これは、全面改修の形になるのか。また、かな

り上流部分まで傷んだところがありますから、その点あるいは上流部分の部分的な形になるのかを伺いたい。
　それからもう１点は、大谷の関係ですが、写真でも説明はありましたが、我々が見ても土管が非常に問題があるというような見方を持っていたのですが、あの土管をボックスにすることで、いわゆる橋の架け替えみたいになるのか、もう少し具体的に説明をいただければと思います。
○議長（橋本憲治君）　農林商工課業務監。
○農林商工課業務監（村口鉄哉君）　１点目の紅葉川の工事内容でございますが、延長は先ほど副町長から説明いたしました３８５ｍではなく訂正させていただきますが、３５８ｍであり、被災箇所をそれぞれ合計したのが３５８ｍとなります。全延長的には、お手元にある投資的経費の資料にございますとおり下流から上流までの総延長が１，１００ｍ、その中で被災されているのが、３５８ｍでございます。地先的に申し上げますと北栄の山本直幸氏のＤ型が隣接しております部分から、北栄の南博敏氏の住宅付近にある落差溝までが延長１，１００ｍでございまして、箇所的には、それぞれ右左被災されている部分がございますので、私も箇所的には全て把握しておりませんが、何回も言うようですが、直す場所が３５８ｍあると理解していただきたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（伊田　彰君）　ただいま、大谷の関係でご質問ございました。８款、４項、１目の河川費の原材料９３万５千円ですが、今回入替するボックスは、１，５００ｍｍ掛ける１，５００ｍｍ、延長が７ｍ４０ｃｍを予定してございます。
○議長（橋本憲治君）　山本朝英君。
○９番（山本朝英君）　紅葉川復旧工事の関係ですが、これはよく過去にもありますように災害復旧は、原状復旧、現状維持するもので、過去の事業と同じような形でつくるのが災害復旧の基本と思いますが、今も制度的に変わっていないのか。それともその箇所を補強していただかなければ、また同じようなことが起きる箇所が随所にあると思いますので、その点について、もう少し詳しくお聞かせをいただきたい。
　それから、大谷の関係でもう一度お伺いしたいのですが、１５００ｍｍ掛ける１，５００ｍｍのボックス入替は、箇所的に佐藤順一氏の出入りにある土管を入替すると思いますが、何個入替るのか、また、１５００ｍｍ掛ける１，５００ｍｍのボックスにすることによって、勘違いしているのかわかりませんが、それで十分飲めるとの判断なのか、お聞きしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　農林商工課業務監。
○農林商工課業務監（村口鉄哉君）　今回の災害の進め方というのか、一般的な災害復旧の考え方ですが、今、山本議員が言われたとおり基本的には原形復旧が原則でございます。ただし、ご存じのように紅葉川につきましては、４回目の被災を受けております。箇所的にも同じような箇所が被災されていることから、前回の平成１８年の災害復旧工事は、一部グレードアップし、連結ブロックを増設しております。そのようなこともあり、担当としましては、今、言われているように基本的にはグレードアップを要求したいと思っております。査定の段階で農林水産省の査定官、財務局の査定官が各１名来られます。基本はあくまでも原状復旧になりますが、４回目も同じような箇所に被害を受けているため、査

定時には、極力グレードアップができるような形で申出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　建設課長。
○建設課長（伊田　彰君）　大谷の大谷排水川関係で若干細かい部分をご説明したいと思います。まず、現在、丸い管により取り付けを横断している部分が２カ所ございます。地域の方等含め、１カ所は撤去しても良いとの回答をいただいていますので、１カ所は撤去する。そのため、今、言われた方の住宅への取り付け部分のみの施工と今回は考えております。ただ、下流の管につきましても撤去後はベンチフリューム等々の施設が必要になりますので、それらも含め、今回、予算計上しております。
　また、飲みきれるのかどうかの部分でございますが、現状で今、入替部分の箇所は、高さが１，０００ｍｍのＶボックスというのか、ベンチフリュームが入ってございまして、その天板から、内断面で５００mm上がることになりますが、すべて飲めるかと言われると問題になりますので、異常な気象の部分は、再度、同じような状況も考えられますが、現状の取り付け道路等々から考えると今の断面から、新しい１，５００ｍｍの断面が限界と感じております。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
　これより、討論を行います。
　討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
　これより、議案第５４号の採決を行います。
　本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号
　認定第６号、認定第７号
○議長（橋本憲治君）　これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号、認定第７号の質疑に入ります。
　一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第５５条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに１人につき２回まで質疑をすることを許します。
　まず、最初に認定第１号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第１号の質疑を終了いたします。
　次に、認定第２号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第２号の質疑を終了いたします。
次に、認定第３号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第３号の質疑を終了いたします。
次に、認定第４号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第４号の質疑を終了いたします。
次に、認定第５号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第５号の質疑を終了いたします。
次に、認定第６号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第６号の質疑を終了いたします。
次に、認定第７号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、認定第７号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。
認定第１号から認定第７号につきましては、訓子府町議会運営基準に基づき、４人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。
審査期間につきましては、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにいたしたいと思います。
また、地方自治法第９８条に基づく検閲検査ができることにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は４人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。
委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第７条第１項の規定により、４番、河端芳恵君、５番、余湖龍三君、６番、安藤義昭君、１０番、上原豊茂君をそれぞれ指名いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました４人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。
ここで、午後２時１０分まで休憩をしたいと思います。

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　２時１０分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に上原豊茂君、副委員長に安藤義昭君と決定いたしました。

なお、審査期間は、平成２３年１１月７日の月曜日から１１月１１日の金曜日までの５日間で、午前９時３０分から午後４時までと決定いたしました。

◎請願第２号

○議長（橋本憲治君）　次に、日程第２０、請願第２号を議題といたします。

議案書３５ページでございます。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

小林一甫君。

○７番（小林一甫君）　７番、小林です。ただいま、議長からお許しをいただきましたので、請願書の説明をさせていただきます。

この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって、説明にかえたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

原発依存から、自然エネルギーの本格的導入を求める請願書

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

紹介議員、小林一甫。

請願者、訓子府町字日出２９７、訓子府農民組合　委員長　杉田重則。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願書の説明をさせていただきました。請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第２号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、請願第２号は採択されました。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

ただいま、西山由美子君ほか４名から、意見書案第４号　原発依存から、自然エネルギーの本格的導入を求める要望意見書、意見書案第５号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書、意見書案第６号　平成２４年度農業予算編成ならびに税制改正に関する要望意見書、工藤弘喜君ほか４名から、意見書案第７号　住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第４号、意見書案第５号、意見書案第６号、意見書案第７号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、文書の配布がありますので、午後２時２５分から再開したいと思います。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時２２分

○議長（橋本憲治君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第４号

○議長（橋本憲治君）　意見書案第４号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○８番（西山由美子君）　ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第４号について、ご説明をいたします。

意見書案第４号

原発依存から、自然エネルギーの本格的導入を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。

平成２３年９月１４日

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

提　出　者　訓子府町議会議員　西　山　由美子

同じく　　山　本　朝　英

同じく　　安　藤　義　昭

同じく　　小　林　一　甫

同じく　　上　原　豊　茂

次のページをお開きください。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第２号において、紹介議員の小林議員より説明がありましたので、この内容についても同一のため、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月１４日

北海道常呂郡訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

内閣総理大臣　様

経済産業大臣　様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第４号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、意見書案第４号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第５号

○議長（橋本憲治君）　次に、意見書案第５号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○８番（西山由美子君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第５号について説明をいたします。

意見書案第５号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。

平成２３年９月１４日

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

提　出　者　訓子府町議会議員　西　山　由美子

同じく　　山　本　朝　英

同じく　　安　藤　義　昭

同じく　　小　林　一　甫
同じく　　上　原　豊　茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月１４日

北海道常呂郡訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　様
農林水産大臣　様
国土交通大臣　様
文部科学大臣　様
経済産業大臣　様
環境大臣　様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第５号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、意見書案第５号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第６号

○議長（橋本憲治君）　次に、意見書案第６号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○８番（西山由美子君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第６号について説明をいたします。

意見書案第６号

平成２４年度農業予算編成ならびに税制改正に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。

平成２３年９月１４日

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

提　出　者　訓子府町議会議員　西　山　由美子
同じく　山　本　朝　英
同じく　安　藤　義　昭
同じく　小　林　一　甫
同じく　上　原　豊　茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月１４日

北海道常呂郡訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

内閣総理大臣　様
内閣官房長官　様
外 務 大 臣　様
経済産業大臣　様
農林水産大臣　様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第６号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、意見書案第６号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第７号

○議長（橋本憲治君）　次に、意見書案第７号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第７号について、ご説明をいたします。

意見書案第７号

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の
充実を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。

平成２３年９月１４日

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

提　出　者　訓子府町議会議員　工　藤　弘　喜
同じく　　河　端　芳　恵
同じく　　佐　藤　静　基
同じく　　余　湖　龍　三
同じく　　橋　本　憲　治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月１４日

北海道常呂郡訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　様
総務大臣　様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、意見書案第７号は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣

○議長（橋本憲治君）　次に、議員の派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の件については、議案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君）　これにて、平成２３年第３回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労様でございました。

閉会　午後　２時４６分